

末日（1日生まれの方はその前月の末日）までです。
65歳になる月（1日生まれの方はその前月）に一般被保険者証が郵送されますので、差し替えてご使用ください。

**8月1日以降の「限度額適用認定証」、
「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請手続き**

「限度額適用認定証」（住民税非課税世帯、低所得者Ⅰ・Ⅱの方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、7月31日までです。

自動更新ではありませんので、8月1日以降も引き続き認定証が必要な方は、8月になりましたら申請手続きをお願いします。

◎手続きに必要なもの

- ・国民健康保険の被保険者証
- ・現在交付されている認定証
- ・個人番号（マイナンバー）が確認できるもの
- ・印かん

※国民健康保険税に未納がある場合と交付できない場合があります。

※70歳以上75歳未満で所得区分が「現役並み所得者」

Ⅲ、「一般」の方は高齢受給者証を兼ねる被保険者証で所得区分が確認できるため、認定証は必要ありません（「現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ」、「低所得者Ⅰ・Ⅱ」の方は必要となります。）。

ジェネリック医薬品を活用しましょう

新薬と同じ主成分で製造され、開発にかかる費用も少ないため安価なジェネリック医薬品を活用しましょう。ジェネリック医薬品を希望する場合は、医師、歯科医師、薬剤師に相談してください。

言い出しにくい場合は「ジェネリック医薬品希望カード」または「ジェネリック医薬品希望シール」を貼った被保険者証、おくすり手帳を提示しましょう。

※すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではなく、治療方針や薬の在庫などによりジェネリック医薬品に変更できない場合があります。

申問住民課国保年金班
☎(84)1214

■表1 70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額(月額)

〈8月診療分から〉 所得区分と限度額が一部変わります

所得区分		外来+入院(世帯単位)	
		外来(個人単位)	
現役並み所得者	Ⅲ(課税所得690万円以上)	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 〔4回目以降 140,100円〕	
	Ⅱ(課税所得380万円以上690万円未満)	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 〔4回目以降 93,000円〕	
	Ⅰ(課税所得145万円以上380万円未満)	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 〔4回目以降 44,400円〕	
一般		18,000円 〔年間上限 144,000円〕	57,600円 〔4回目以降 44,400円〕
低所得者Ⅱ		8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		8,000円	15,000円

※所得区分は次の条件により分けられます。

所得区分	条件
現役並み所得者	同じ世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国民健康保険の被保険者がいる方
一般	現役並み所得者、低所得者Ⅰ・Ⅱ以外の方
低所得者Ⅱ	同じ世帯の世帯主と国民健康保険の被保険者が住民税非課税の方(低所得者Ⅰ以外の方)
低所得者Ⅰ	同じ世帯の世帯主と国民健康保険の被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方